



(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔府 令〕

〔目 次〕

- 痘瘍刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する件 (同四五七)
- 種苗法第十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件 (同四五七)
- 品種登録出願を公表する件 (農林水産二五七〇)
- 出願公表後に名称変更がなされた件 (同二五七一)
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府六八)
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府六八)
- 鉄道法施行規則等の一部を改正する省令 (総務九八)
- 旅券法施行規則の一部を改正する省令 (外務一八)
- 地域再生計画を認定した件 (内閣府三九一～四二〇)
- 地域再生計画の変更を認定した件 (同四二一～四二三)
- 民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七條第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件の一部を改正する件 (総務四〇九)
- 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款 (同四一〇)
- 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (厚生労働四五六)

〔官 府 報 告〕
〔労 働〕

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

国家試験

通関士試験合格者 (財務省)
平成二十七年度弁理士試験合格者
(工業所有権審議会)
平成二十七年度建設機械施工技術検定
合格者公告 (国土交通省)

〔公 告〕
〔諸 事 項〕

裁判所
破産、免責、会社更生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、型式適合認定関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

- 内閣府令第六十八号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十五年法律第二十八号) の一部の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第二十二条の二及び道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第八十九条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
- 平成二十七年十一月二十七日
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正)
- 第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和三十三年総理府令第十六号) の一部を次のように改正する。
- 第九十八条第二号口中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード (当該受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る)」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。
- （道路交通法施行規則の一部改正）
- 第二条 道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六十号) の一部を次のように改正する。
- 第十七条第二項第八号中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。
- （施行期日）
- この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (以下「番号利用法整備法」という) 附則第三号に掲げる規定の施行の日 (平成二十八年一月一日) から施行する。
(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第一条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条第二号口の規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十号) 以下「旧住民基本台帳法」という。第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード (氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。以下この項において同じ) は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号利用法」という) 第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時間は、個人番号カードとみなす。
- （道路交通法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第二条による改正後の道路交通法施行規則第十七条第二項第八号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時間は、個人番号カードとみなす。

省令

○総務省令第九十八号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十八号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)を実施するため、この省令を制定する。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣 山本 早苗

(郵便法施行規則等の一部を改正する省令)

第一条 郵便法施行規則(平成十五年総務省令第五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を第三十三条とし、第二十六条から第三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項及び第二項中「第六十七条第五項」を「第六十七条第七項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(料金の届出)

第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 料金を適用する期間(限定する場合に限る)並びに料金の種類、額及び適用方法(新旧の対照を明示すること)

二 対象期日

三 変更を必要とする理由

(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)

第二十六条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に限る)とする。

一 郵便物の料金

二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項に規定するものに限る)の料金

三 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの)の料金

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 速達 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物(この号の適用を受ける郵便物を除く)に優先して送達するものをいう。

二 特定記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の配達について記録するものをいう。

(国際郵便規則の一部改正)

第二条 国際郵便規則(平成十五年総務省令第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を「第五項及び第七項」に、「第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条第一項」を「第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条第一項」に、「第三十一条」を「第三十三条」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国際郵便料金の届出)」を付す。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 料金を適用する期間(限定する場合に限る)並びに料金の種類、額及び適用方法(新旧の対照を明示すること)

二 実施期日

三 変更を必要とする理由

(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)

第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に限る)とする。

一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金

二 郵便に関する条約においてその提供が義務付けられている郵便物又は取扱いの料金(前号に掲げるものを除く。)

三 EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金

(民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「千円」を「八百円」に改める。

第二十一条の見出しを「(法第十六条第一項の届出を要しない料金)」に改め、同条中「第十六条第二項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十七条第三項及び第三十九条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第四十一条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に、「營業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第二項中「營業報告書」を「事業報告書」に、「營業概況報告書」を「事業概況報告書」に改める。

第四十三条中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第四十四条第一項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第四十七条中「第四十二条」を「第四十三条」に、「権限(法第三十三条)」を「権限(法第三十四条)」に、「第三十七条並びに法第三十八条(法第三十三条)」を「第三十八条並びに法第三十九条(法第三十四条)」に改め、同条ただし書中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十八条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス」を「クロアチア」に改め、同付表第三地帯の項中「南アフリカ共和国」を「ジーニー」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス」を「クック諸島」に、「ジャージー」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス」を「クロアチア」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス」を「ジーニー」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス」を「南アフリカ共和国」に改める。

別表付表第二地帯の項中「キリバス」を「南スレーラン」に改める。

逓伝報四廿「第33条」**又**「同法第34条」**」**を記入。

逓伝報四及の逓伝報六廿「第33条」**又**「同法第34条」**」**「法第2条第7項第2号」**又**「同法第2

条第7項第2号」**」**を記入。

逓伝報七及の逓伝報八廿「第33条」**又**「同法第34条」**」**を記入。

逓伝報十及の逓伝報十一廿「(法第29条の許可の申請と同時に記載を要しない。)」を記入。「第33条に

おいて準用する同法第17条第1項」**又**「同法第33条第1項」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規

格A列4番とすること。」**又**「注 1 許可の番号及び年月日の欄には、同法第29条の許可の申請と同

時に行う場合は記載を要しない。」**又**記入。

逓伝報十廿「(法第29条の許可の申請と同時に記載を要しない。)」を記入。「第33条

又「同法第34条」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**「注 1 許可の番

号及び年月日の欄には、同法第29条の許可の申請と同時に記載を要しない。」**又**記入。

逓伝報十一廿「第33条」**又**「同法第34条」**」**を記入。

逓伝報十二廿「第33条」**又**「同法第34条」**」**を記入。

逓伝報十三廿「(すべて)」**又**「全て」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報十四廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

逓伝報十五廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報十六廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報十七廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報十八廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報十九廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報二十廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

逓伝報二十一廿「(すべての逓伝報)」**」**「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」**又**

「3 適用する信書便約款(該当する□欄に印を記入する。)」**又**「3 項の規定に基づき公示された特定信書便約款と同一の信

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

書便約款」**」**を記入。

様式第20(第41条関係)

事 業 概 況 報 告 書

年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人

にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者

が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

回

1 経営形態及び資本

経営形態 (該当事項 を○で囲 むこと。)	株式会社 合同会社 合名会社 個人 合資会社 その他の 本 株主(社員 又は組合 員) 人	資本の額又 は出資の総 額	千円 株式の総数	株 式の総数	株
2 役員					

特定信書便事業休止(廃止)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人
にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

回

許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止(廃止)したので、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14
年法律第99号)第32条の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間
(廃止年月日)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3 行っている事業

事業の種類	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)	事業の名称	従業者数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)
			合 計		100%

注1 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

2 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

3 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合でん分して計算することとし、それらのあん分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。

4 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

□ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

□ 上記以外の信書便約款

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機式第21（第41条関係）

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日

信書便差出箱設置数	信書便差出箱設置数	個

（ 年3月31日現在）

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

紛失 (件)	失 (件)	毀損 (件)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）
許可の番号及び年月日

回

4 事業用不動産の一覧

名 称	所 在 地	面積 (m ²)	營業所の設置の有無
(年 3月31日現在)			

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 営業所 (信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。) 又は事業場 (信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。) の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受け

の業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

株式会社 (第43条関係)

(表)

第三十一条事業者による信書便の規定期定の送達に関する法律	第三十一条事業者による信書便の規定期定の送達に関する法律
氏 所	有 效 期 間
省	発 行 年 月 日
印 务	年 月 日

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋第37条 (裏)

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。
(東日本法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部改正)
第七年法律第117条の施行の日 (平成11年11月1日) から施行する。

○外務省令第十八号
旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号) 第三十二条第一項及び第四項、第五条第四項、第十一一条第一項並びに第十七条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のようにて定める。

平成11年11月1日
旅券法施行規則の一部を改正する省令
旅券法施行規則 (平成元年外務省令第十一号) の一部を次のようにて改正する。
第一条第一項中「別記第一号様式」のトビ「又は別記第一号の二様式」を加え、「別記第一号様式」のトビ「又は別記第一号の二様式」を加える。
第三条第一項中「別記第二号様式」のトビ「又は別記第二号の二様式」を加える。
第九条中「別記第十号様式」のトビ「又は別記第十号の二様式」を加える。
第十条第一項中「別記第十一号様式」のトビ「又は別記第十一号の二様式」を加える。
第十三条中「別記第十五号様式」のトビ「又は別記第十五号の二様式」を加える。

- 二 地域再生計画の作成主体の名称 高知県
三 地域再生計画の区域の範囲 高知県の全域
四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するためには必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百十九号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付で地域再生計画を認定したので、次とのとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 長崎県
二 地域再生計画の名称 長崎県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三 地域再生計画の区域の範囲 長崎県の全域
四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するためには必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百二十号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付で地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三
一 地域再生計画の作成主体の名称 熊本県
二 地域再生計画の名称 くまもと地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三 地域再生計画の区域の範囲 熊本県の全域
四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するためには必要なもの（番号については、基本

- 方針に定めるところによる。地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四）
五（⑥）

○内閣府告示第四百二十一号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百五号をもつて公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 長岡市

二 地域再生計画の名称 「復興から地方創生に向けた活気ある地域づくり」～中山間地域の再生モチーフとして、東北の復興に貢献する。

三 地域再生計画の区域の範囲 長岡市の区域の一部（山古志地域、小国地域、朽尾地域及び川口地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生戦略交付金（四の六）付金（四の六）

○内閣府告示第四百二十二号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三十号をもつて公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 人吉市

二 地域再生計画の名称 人吉市
吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画

三 地域再生計画の区域の範囲 人吉市の全域

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）特定地域再生事業費補助金（四の六）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）、訪日旅行促進事業費補助金（四の六）及び地域再生戦略交付金（四の六）

- 内閣府告示第四百二十三号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七
条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に
基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七号を
もつて公示した地域再生計画の変更を平成二十七
年十一月二十七日付けで認定したので、次のとお
り公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 地域再生計画の作成主体の名称 東京都、横
浜市及び川崎市

○総務省告示第四百九号
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する
三十八号の施行に伴い、平成十五年総務省告示四
法律第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性を有
する告示を次のように定め、平成二十七年十二月一
日 平成二十七年十一月二十七日

〔第四十七条〕を〔第四十八条〕に改める。

○総務省告示第四百十号
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する
三十八号の施行に伴い、民間事業者による信書使
約款を次のように定め、平成二十七年十二月一
日 平成二十七年十一月二十七日

〔第四十七条〕を〔第四十八条〕に改める。

平成二十七年十一月二十七日

目次

一般貨物自動車運送事業者用標準信書使約
款

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 信書便物の引受け（第四条～第十六条）

第三章 信書便物の配達（第十七条～第二十四条）

第四章 指図（第二十五条～第二十六条）

第五章 事故（第二十七条～第二十九条）

第六章 責任（第三十条～第三十九条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この約款は、当社が民間事業者による信
書（以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運
送事業者による信書便物の引受け、配達等の役務の
特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業との
この約款に定めのない事項については、法令等の
(役務の名称及び内容)

第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の
いいます。及び当該各号に定める役務の内容と
一 信書便法第二条第七項第一号の役務（
メールを超え、又は重量が四キログラムを
二 信書便法第二条第七項第二号の役務（
内に当該信書便物を送達する役務
三 信書便法第二条第七項第三号の役務（
において民間事業者による信書の送達に関する
で定める額を超える信書便物を送達する役務（

- 二 地域再生計画の名称 国際コンテナ戦略港湾整備計画

三 京浜港を活用した地域再生計画

三 地域再生計画の区域の範囲 東京都中央区、港区、江東区、品川区及び大田区並びに横浜市港北区、及び川崎市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する基本方針をいう。以下同じ。）に定められた支援措置のうち、地域再生計画の目標達成に必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生支援利子補給金（四の五②）

る法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二百三号（民間事業者による信書の送達に関する法律）の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に基づき、他の危険性のある物を指定する件）の一部を改正する法律（平成二十四年法律九十九号）に基づき、一日から施行する。

総務大臣 山本 早苗

款

（）
条

る法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二百三号（民間事業者による信書の送達に関する法律）の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に基づき、他の危険性のある物を指定する件）の一部を改正する法律（平成二十四年法律九十九号）に基づき、一日から施行する。

総務大臣 山本 早苗

各号に掲げる役務の名称（括弧内に記載する名称を除く）

書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）、運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、他の危険性のある物を指定する件）の一部を改正する法律（平成二十四年法律九十九号）に基づき、一日から施行する。

（） 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートル以上で行う信書便物の送達に適用されます。

（） 超える信書便物を送達する役務

（） 信書便物が差し出された時から三時間以内に料金の額が八百円を下回らない範囲の法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）

- 2 前項の特定信書便役務は、次の各号のいずれかに該当するものとします。
- 一 電話、FAX又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であつて、次号及び第三号の役務以外のもの
- 二 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
- 三 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務
- 3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。
- （契約の成立時期及び適用規定）
- 第三条 当社が提供する特定信書便役務を利用しようとする者は、前条第二項第二号の役務にあつては巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、同項第三号の役務にあつては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の基準を満たす場合にこれを承諾します。
- 一 巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定められていること
- 二 一定の取扱頻度があり、かつ、一定期間継続して信書便物を差し出すものであること
- 2 当社が提供する特定信書便役務の利用の契約は、前条第二項第一号の役務にあつては差出人からこの約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、同項第二号又は第三号の役務にあつては、前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
- 3 前項の規定による契約の成立以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。
- 第二章 信書便物の引受け
- （受付日時）
- 第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。
- （送り状）
- 第五条 当社は信書便物を引き受けける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項は差出人（利用者、巡回指定利用者）及び集配指定利用者のことをいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までに掲げる事項は当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号までに掲げる事項及び当該信書便物の收受が他の方法により明確な場合であつて、差出人との間で合意したときは、送り状は発行しません。
- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
- 三 信書便物の品名
- 四 送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
- 五 信書便物であることを示す表示
- 六 当社の名称、住所及び電話番号
- 七 信書便物を引き受けた営業所の名称
- 八 信書便物の引受日（第二条第一項の役務の場合は、引受日時を記載します。）

- 九 信書便物の配達予定期（第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定期を、第二条第一項第二号の場合は配達予定期日時を記載します。）
- 十 重量及び容積の区分
- 十一 料金額
- 十二 責任限度額
- 十三 問い合わせ窓口電話番号
- 十四 その他信書便物の送達に関し必要な事項（信書便物として差し出すことができないもの）
- （信書便物として差し出すことができないもの）
- 第六条 次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。
- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四百八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
- 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
- 四 法令に基づき移動又は領布を禁止された物
- （信書便物の大きさ及び重量の制限）
- 第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号に掲げるところとします。
- 一 第二条第一項第一号の役務（長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。）
- 二 第二条第一項第二号の役務（長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。）
- 三 第二条第一項第三号の役務（長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示します。）
- （信書便物の内容の確認）
- 第八条 当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。
- 2 前項の場合において、信書便物が第六条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十五条第五号若しくは第六号に規定する引受けを拒絶することができるもの（以下「この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることがあります。
- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることがあります。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当社は、第二条又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、これによつて生じた損害を賠償します。
- 6 第二条又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

(信書便物の包装)

第九条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に對し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。

3 第六条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

(引受場所)

第十一条 信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営業所で引き受けます。

(引受拒絶)

第十二条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

一 送達の申込がこの約款によらないものであるとき。

二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。

三 包装が送達に適さないとき。

四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。

五 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。

六 信書便物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）

イ その他当社が特に定めて表示したもの

七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(宛名等の記載方法)

第十三条 当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載し

た書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

一 信書便物であることを示す表示

二 当社の名称又は標章

三 信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

(料金の收受)

第十四条 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を收受します。

一 信書便物を引き渡す時に、料金を差出人から收受する方法

二 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより收受する方法

三 前金払又は概算払により收受する方法

四 差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限ります。）から收受する方法

五 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。

六 差出人又は受取人が料金を支払わなかつたときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

(業務の委託)

第十五条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することができます。

(一般信書便事業者との協定等)

第十六条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することができます。

(第三章 信書便物の配達)

(信書便物の配達を行う日等)

第十七条 当社は、第二条第一項第一号又は第三号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することができます。

一 信書便物の配達予定日の記載がある場合 当該記載の日までに配達

二 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）までに配達

ア 最初の百七十キロメートル 二日

イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでと 一日

前項の規定にかかるわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。

当社は、第二条第一項第二号の役務を提供する場合には、信書便物の引受日時から三時間以内を配達予定日時として、当該信書便物を配達します。

(配達の完了)

第十八条 当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。この場合において、受取人への信書便物の引渡しによる場合であつて差出人の申出があつたときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めます。

当社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が信書便物を受け取るときは受取人への引渡しとみなします。

一 配達先が住宅以外の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二 受取人等が不在の場合 配達先の管理者又はこれに準ずる者

(受取人等が不在の場合の措置)

第十九条 当社は、受取人（前条第二項各号に定める者を含みます。第二十五条第二項及び第三十七条第一項において同じ。）が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によつて通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。

2 前項の規定にかかわらず、受取人が自ら宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

第二十条 当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあつた住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(配達ができない場合の措置)

第二十二条 当社は、受取人を確認することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り、若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

2 当社は、前項の規定により指図（還付の指図に限る）を受けたとき、相当の期間内に同項に規定する指図がないとき、又は当該指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。

3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

第二十三条 当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。（還付できない信書便物の扱い）

第二十四条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができます。

とができるときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。

3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に對して、速やかに回答できるようになりますため、その処理状況を記録します。

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないよう裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは毀損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。（指図に応じない場合）

第四章 指図

(指図)
第二十五条 差出人は、当社に対し、信書便物の送達の中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

3 第一項に規定する指図に従つて行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第五章 事故

(事故の際の措置)

第二十七条 当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。**2** 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。**一** 信書便物に著しい毀損を発見したとき。**二** 信書便物の配達が第十七条第一項の配達予定日時を著しく遅延すると判断したとき。**三** 当社は、前項の場合において、指図を待つことまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分をします。**4** 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。**5** 第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。**6** 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。**7** 第二項に規定する指図の請求及び指図に従つて行つた処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の毀損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。（危険品等の処分）**第二十八条** 当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十二条第六号アに該当することを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。**2** 前項の規定による処分に要した費用は、差出人の負担とします。**3** 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。（事故証明書の発行）**第二十九条** 当社は、信書便物の滅失に因る証明の請求があつたときは、配達予定日又は配達予定日時の属する日から起算して一年以内に限り、事故証明書を発行します。**2** 当社は、信書便物の毀損又は遅延に因る証明の請求があつたときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。**第六章 責任****(責任の始期)****第三十条** 信書便物の滅失又は毀損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。**(責任と举証)****第三十一条** 当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に因る注意を怠らなかつたことを証明しない限り、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。**(免責)****第三十二条** 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、毀損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。**一** 信書便物の欠陥及び自然の消耗**二** 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由**三** 同盟罷業又は同盟急業、社会的騒擾その他の事変又は強盗**四** 不可抗力による火災**五** 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災**六** 法令若しくは公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し**七** 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

第二十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合

は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

第三条 捏れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかつた場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

第二条 前項の規定は、当社がその毀損による損害を知つて信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十五条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格(発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。以下「限度額」といいます)の範囲内で賠償します。

第二条 当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じて送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。

第一条 以下「限度額」といいます)の範囲内で賠償します。

第三条 当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずる事が明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかるべく、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

第四条 当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるところとします。

第一項 第十七条第一項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定期の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が同日までに行われなかつたことによる生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

第二項 第十七条第二項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定期に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日時に使用できなかつたことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。

第三項 第十七条第三項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の引受け日時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が、信書便物の引受け日時から三時間以内に行われなかつたことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

第五条 信書便物の滅失又は毀損による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項

の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。

第六条 前各項の規定にかかるべく、当社の故意又は重大な過失によつて信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によつて、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延(第十七条第二項又は第三項の場合に限ります)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

(時効)
第三十七条 当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日(信書便物が滅失した場合には、配達予定期又は配達予定期日時の属する日)から起算して一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

(一般信書便事業者との協定等の際の責任)
第三十八条 当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

(差出人の賠償責任)
第三十九条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がそれを知つておいたときは、この限りではありません。

○厚生労働省告示第四百五十六号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一十八日から適用する。

平成二十七年十一月二十七日
別表に次のように加える。
第21部 追用補(7)
厚生労働大臣 塩崎 恒久

品 内名規格単位薬価
(a) アレセンサカブセル150mg
(11) イグザレルト細粒分包10mg
イグザレルト細粒分包15mg
(元) エフィエント錠2.5mg
(11) ジフレキサザイディス錠2.5mg
レブラミドカブセル2.5mg
品注内名規格単位薬価
(a) 150mg 1カブセル 6,614.60
10mg 1包 413.00
15mg 1包 588.40
2.5mg 1錠 201.20
2.5mg 1錠 138.30
2.5mg 1カブセル 7,647.10
400mg200mL1袋 2,404
○厚生労働省告示第四百五十七号
保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬膳規則並びに療養規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十八日から適用する。

平成二十七年十一月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恒久
別表第7に次のように加える。